3　第一項（後段並びに第四号及び第五号を除く。）及び前項（後段を除く。）の規定は、法第二十八条第五項の規定により掛金の免除の申出をしようとする学校法人等について準用する。この場合において、第一項中「第二十八条第四項」とあるのは「第二十八条第五項」と、「、当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「産前産後休業をする加入者」と、「加入者番号」とあるのは「前号の者に係る加入者番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と、前項中「第二十八条第四項」とあるのは「第二十八条第五項」と、「産前産後休業の期間を」とあるのは「当該掛金の免除に係る加入者について産前産後休業の期間を」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「産前産後休業をする加入者」と、「加入者番号」とあるのは「前号の者に係る加入者番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と読み替えるものとする。

4　前各項の規定にかかわらず、法第二十八条第四項及び第五項の規定による掛金の免除の申出については、産前産後休業をする加入者を使用する学校法人等は、第一項の申出書及び前項において準用する第一項の申出書に記載すべき事項並びに第二項の申出書及び前項において準用する第二項の申出書に記載すべき事項を、それぞれ一の申出書に記載して行うことができる。

5　事業団は、前各項の規定による申出があつたときは、掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間を加入者原票に記載しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十七号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第三項及び第五項並びに第十七条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

第一条の二第二項中「第二十一条第一項第二号及び」の下に「第四号並びに」を加え、「第二十二条第二項、第二十三条第二項」を「第二十二条第一項第五号及び第二項、第二十三条第一項第四号及び第二項」に改める。

第二十一条第一項第三号中「次条第二項」を「次項、次条第二項及び第二十三条第二項」に改め、同項第四号中「校長又は学長（大学院については、当該大学院を置く大学の学長。次条及び第二十三条において同じ。）」を「学長又は校長」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　外国の大学院に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする者で、次のイからニまでに掲げるもののうち当該学校の学長（大学院については、当該大学院を置く大学の学長。第三十五条第一項を除き、以下同じ。）若しくは校長の推薦を受けたもの又は外国の大学の学生若しくは外国の大学を卒業した者のうち機構の定める基準に該当するもの

イ　高等専門学校の学生又は高等専門学校を卒業した者

ロ　大学の学生又は大学を卒業した者

ハ　大学院の学生又は大学院の課程を修了した者

ニ　専修学校の専門課程の生徒又は専修学校の専門課程を修了した者

第二十二条第一項第五号中「次のイからハまで」を「前条第一項第四号イからハまで」に改め、「受けているもの」の下に「若しくは外国の大学の学生若しくは外国の大学を卒業した者のうち機構の定める基準に該当するもの」を加え、同号イからハまでを削る。

第二十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　外国の大学院に入学したとき第一種学資金に併せて第二種学資金の貸与を受けようとする者で、次のイからニまでに掲げるものに該当するもの

第二十九条第二項及び第三十一条第二項中「十パーセント」を「五パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十九条第二項及び第三十一条第二項の規定は、この省令の施行の日以後の期間に対応する延滞金の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

○文部科学省令第十八号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「代表者名」の下に「（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所）」を加え、同条第二項第一号中「基本約款」の下に「（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの」を加える。

第八条第一号中「第二十二条第一項第六号」の下に「若しくは第六号」を加える。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（有価証券の指定等）

第十四条の三　文部科学大臣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十二条の規定に基づき国立大学法人等が特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金を出資することにより取得しようとしている有価証券についてその評価損益、財務収益及び売却損益を損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には、当該有価証券を指定することができる。

2　前項の指定を受けた有価証券に係る評価損益、財務収益及び売却損益については、国立大学法人等が作成する損益計算書には計上せず、国立大学法人会計基準に従い算出される額を国立大学法人等が作成する貸借対照表の資本剰余金に対する加算又は控除として計上するものとする。

3　第一項の指定を受けた有価証券を発行する者の損益計算書の収益及び費用（当該指定を受けた有価証券を発行する者が連結損益計算書を作成する者である場合にあっては、当該連結損益計算書に計上されている収益及び費用）については、国立大学法人等が作成する連結損益計算書の費用及び収益には計上せず、国立大学法人会計基準に従い算出される額を国立大学法人等が作成する連結貸借対照表の資本剰余金に対する加算又は控除として計上するものとする。

第十五条中「連結剰余金計算書」の下に「、連結国立大学法人等業務実施コスト計算書」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○文部科学省・経済産業省令第二号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十条第一項及び第四項（第二十一条第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

経済産業大臣　茂木　敏充